

## 第10章

保健・医療・介護・福祉の連携

県民誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができるよう、保健・医療・介護・福祉の一体的及び連続的な提供体制の確立を目指します。

### 【現状と課題】

高齢化の進展や生活習慣の変化等により、介護や支援を必要とする方の増加、脳卒中、糖尿病、がんなど生活習慣病の増加、慢性疾患や障害を有しながら地域で暮らし続ける意向の高まり、療養生活の質の向上への期待など、保健・医療・介護・福祉に対する県民ニーズは増加し、また多様化しています。多様化するニーズに対しては、保健・医療・介護・福祉の各サービスが適切に提供されるだけでなく、様々なサービスにまたがる切れ目のない連携体制による対応や支援が求められます。

慢性疾患患者、高齢者、障害者などをはじめ、県民誰もが、年齢やライフステージの移行、生活や療養の場の移行、サービスの種類の移行などの状況にあっても、必要なサービスを切れ目なく受けられる体制づくりが必要です。

### 【施策の展開方向】

県、市町や関係団体等の各相談・支援機関が連携し、保健・医療・介護・福祉の各種サービス等に関する情報の共有や各分野内及び分野間における関係者間のネットワークの構築に向けた支援など、様々な対象者や内容に対応できる相談・支援・連携体制の充実・強化を図ります。

また、相談・支援に関わる研修等の機会においては、他分野との連携が図れるような知識や情報を含めるなどして、連携体制を支える人材の育成を図ります。

具体的には以下のような取組において、各サービス等の連携を重視しながら進めていく必要があります。

- ① がん検診、特定健康診査や保健指導等の実施率向上を図るため、先進的な取組事例等を踏まえ、地域保健や職域保健と連携し、より効果的な受診勧奨を行います。  
(第5章2(1)がん、(2)脳卒中、(3)急性心筋梗塞等の心血管疾患、(4)糖尿病)
- ② 小児・AYA世代のがん患者が切れ目のない治療を受けることができるよう、診療提供体制の充実を図るとともに、予防することが極めて難しい小児がんの特性を踏まえ、小児がんの早期発見や適切な初期診断の促進に取り組みます。  
(第5章2(1)がん)
- ③ 脳卒中患者や慢性心不全の患者が生活の場で療養できるよう、市町や医療機関、訪問リハビリテーション、訪問看護等の在宅療養に関わる機関相互による連携を推進します。  
(第5章2(2)脳卒中、(3)急性心筋梗塞等の心血管疾患)
- ④ 精神障害者やその家族が、地域において適切な医療や福祉サービスを受けることができるように、保健・医療・福祉関係者等との連携を図り、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。  
(第5章2(5)精神疾患)

- ⑤ 患者家族及び医療・介護・福祉・教育関係者に対して小児在宅医療に関する情報を分かりやすく提供するとともに、小児在宅医療への理解促進を図ります。

(第5章3(5)小児救急を含む小児医療)

- ⑥ 在宅療養への移行に当たり、必要な在宅医療及び介護が切れ目なく受けられるよう医療機関と介護関係者との間で患者の情報が円滑に共有される体制やルールの整備に取り組みます。

(第5章4在宅医療)

- ⑦ 難病患者が身近な医療機関等で適切な医療を受けながら、安心して学業・就労と治療を両立できる環境の構築に努めます。

(第7章3難病)

- ⑧ 小児慢性特定疾病児童等に成人後も必要な医療を切れ目なく提供するため、小児期から成人期への移行期医療従事者間の連携体制の構築に努めます。

(第7章3難病)

- ⑨ ケアマネジャーやホームヘルパーなど、支援者の研修を実施するとともに、医療機関や訪問看護ステーション、市町等、関係機関による地域連携会議を開催するなど、在宅難病患者等に対するきめ細かな支援を行っていきます。

(第7章3難病)

- ⑩ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、多様な主体による生活支援サービスを提供するための体制整備や在宅サービスの充実、認知症の人やその家族に対する支援などに取り組むとともに、自宅での生活が困難な方のために特別養護老人ホーム等の整備を促進します。

(第8章2高齢者保健福祉対策)

- ⑪ 医療的ケアを必要とする障害児(者)が利用可能な短期入所事業所の整備促進や関係機関とのネットワークの構築など、地域生活を継続するための支援体制の推進を図ります。

(第8章4障害者保健福祉対策)

- ⑫ 乳幼児の疾病や障害の早期発見と早期療育、子育て家庭への支援のため、乳幼児健康診査や相談指導を充実並びに新生児聴覚検査の体制を強化するとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関相互の連携を推進します。

(第8章5母子保健対策)

- ⑬ 育児不安を抱える家庭がゆとりをもって子育てができるよう支援するとともに、医療機関や学校等との連携により、子どもの心の相談支援の充実や児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

(第8章5母子保健対策)

